

岩手県告示第 770 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 18 年 7 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
盛岡赤十字病院	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1	平成 21 年 7 月 13 日
岩手県立軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米第 2 地割 54 番地 5	平成 21 年 7 月 27 日